西多摩福祉事務所被保護者家計改善支援事業要綱

（目的）

第1条

家計に関する課題を抱える被保護世帯に対し、家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している子のいる世帯に、進学等相談や助言を行うことで、生活保護受給者の自立助長を図ることを目的とする。

（支援対象者）

第2条

次の各号のいずれかに該当する被保護世帯のうち、本事業への参加を同意し、東京都西多摩福祉事務所長（以下「所長」という。）が支援対象者として決定した世帯とする。（１）自身の家計の状況を十分把握できず、収支の均衡が図れない世帯

（２）大学等への進学を検討している子のいる世帯のうち受験料・学費など進学に要する費用、各種奨学金制度の活用等について十分な知識・情報がない世帯

（支援内容）

第3条　本事業は、次に掲げるものとする。

1. 家計管理方法に関する提案及び支援

（２） 進学に向けた費用に関する相談及び助言

（３） 各種奨学金制度等の案内

（４） その他、所長が必要と認める支援

（事業実施体制）

第4条

　本事業の実施は委託事業で行う。

（運営計画等）

第5条

受託者は、本事業を実施するにあたり東京都西多摩福祉事務所（以下「所」という。）が示す運営方針に基づき運営計画を作成し、運営計画に沿って事業を実施する。なお、運営計画は、所と協議して作成するものとする。また、本事業を実施するにあたり職員向けの業務マニュアルを整備し、職員に対して業務の手順等を示すものとする。なお、業務マニュアルは、所と協議して作成するものとする。

（支援計画）

第6条

受託者は、所から依頼のあった支援対象者について、所の支援方針に基づき、担当ケースワーカーと緊密な連携のもと、支援計画を策定し実施する。

受託者が支援対象者から支援計画外の相談を受けた場合は、担当ケースワーカーにつなげる。

（支援期間）

第7条

支援期間は、支援開始日から起算して６カ月（期間満了日が月の途中の場合は当該満了日の属する月の末日まで）を基本とし、期間終了前に支援状況の評価を行う。評価の結果、支援を継続することが自立支援に資すると判断された場合は、６カ月の範囲内で延長継続できるものとする。

（関係者との連携）

第8条

受託者は、被保護者の家計改善支援の開始時、支援中、終了時に査察指導員及び担当ケースワーカーと情報連絡を行い、必要な対応をとる。

（生活困窮者自立支援事業との連携）

第9条

受託者は、支援対象者のうち、生活保護が廃止される者でフォローアップが必要な場合は、所の依頼により、生活困窮者自立支援事業で引き続き支援を行う。

また、生活困窮者自立支援事業の対象者が支援の途中で被保護者となった場合で、引き続き家計改善支援が必要と所が判断した場合は、本事業で支援を行う。

（事業の報告）

第10条

受託者の活動状況は日報及び月報等により所に報告する。

また、本事業の国等への報告が必要な場合には、所の指示により統計及び報告書を作成し、提出する。

（事業効果の検証）

第11条

　受託者は、年度末に本事業の効果や課題を検証し、次年度の計画に反映したものを所に提出し所と協議する。

（記録の保管）

第12条

　受託者は、次の事項に関する記録を整備し、保管する。

ア　職員、設備、備品及び会計に関する諸記録：各会計年度終了後５年間保存

イ　支援対象者に関する記録：当該支援業務を終了した日から５年間保存

（個人情報の保護）

第13条

受託者は、本事業を実施する上で個人情報を取り扱うため、個人情報保護法（平成１５年法律第５７号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年東京都条例第１３０号）その他の関係法令を遵守する。

（守秘義務）

第14条

受託者は、本事業を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

　附則（令和５年４月１日付４西福第２２１５号決定）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。